【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】2024年4月10日

【事業年度】 第43期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】株式会社フォーバル【英訳名】FORVAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 將典 【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

【電話番号】 03 (3498) 1541(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 加藤 康二

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

【電話番号】 03 (6826) 8881

【事務連絡者氏名】 常務取締役 加藤 康二 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月23日に提出いたしました第43期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要
 - (3) 監査の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

- 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(訂正前)

①~⑧ (省略)

(訂正後)

①~⑧ (省略)

⑨取締役会の活動状況

<u>当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。</u>

<u>氏名</u>	開催回数	<u>出席回数</u>
大久保 秀夫	16回	<u>16回</u>
中島 將典	<u>16回</u>	<u>16回</u>
<u>行 辰哉 (注) 1</u>	2回	2回
<u>谷井 剛 (注) 2</u>	12回	12回
加藤 康二	16回	16回
寺田 耕治 (注) 3	<u>4</u> 回	<u>4回</u>
鈴木 弘之	16回	<u>16回</u>
松坂 祐輔	<u>16回</u>	<u>15回</u>
小野 隆弘	16回	16回

- (注) 1. 行辰哉氏は、2022年5月13日付で辞任しておりますので、在任時に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
 - 2. 谷井剛氏は、2022年6月24日開催の第42回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役の就任後に 開催された取締役会の出席状況を記載しております。
 - 3. 寺田耕治氏は、2022年6月24日開催の第42回定時株主総会をもって退任しておりますので、在任時に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容は、当社並びにグループ子会社の中期経営計画と年度事業計画及び月次決算、当社事業部門の月次損益と活動状況、コーポレート・ガバナンスの強化、サステナビリティへの取り組み、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

(訂正前)

監査等委員会を構成する監査等委員3名は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人及び監査等委員以外の取締役からの報告を受けるなど、監査等委員以外の取締役による業務執行の適法性及び妥当性について厳正な監査と監督を行っております。

監査等委員会と内部監査室とは、情報交換及びお互いに連携を図り、内部監査による重要な発見事項があった場合には、その内容、対処について監査等委員会に報告する体制を確保しております。

(省略)

(訂正後)

監査等委員会を構成する監査等委員3名は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人及び監査等委員以外の取締役からの報告を受けるなど、監査等委員以外の取締役による業務執行の適法性及び妥当性について厳正な監査と監督を行っております。

<u>当事業年度において当社は監査等委員会を16回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。</u>

<u>氏名</u>	開催回数	<u>出席回数</u>
鈴木 弘之	16回	16回
松坂 祐輔	16回	15回
小野 隆弘	16回	16回

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行の妥当性、事業報告及び附属明細書の適法性、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性であります。

監査等委員会と内部監査室とは、情報交換及びお互いに連携を図り、内部監査による重要な発見事項があった場合には、その内容、対処について監査等委員会に報告する体制を確保しております。 (省略)